

各種福祉手当をどこで存知ですか？

各種福祉手当を受給するためには申請手続きが必要です。

いずれかの手当を受給できると思われる方は、お気軽にお尋ねください。

特別障害者手当

20歳以上であって、身体障害者手帳のおおむね2級程度以上の障がいをもつ以上有し、日常生活において常時特別の介護を必要とするような在宅の重度の障がいがある方に支給されます。（所得による制限等があります。）

◎ 手当月額 266,340円

障害児福祉手当

20歳未満であって、重度の障がい（身体障害者手帳のおおむね2級程度以上）があるため、日常生活において常時介護を必要とするような在宅の障がいがある児童に支給されます。（所得による制限等があります。）

◎ 手当月額 14,700円

特別児童扶養手当

精神、知的または身体に中程度以上の障がいがある20歳未満の児童を監護する父母、または養育者に支給されます。（所得による制限があります。）

◎ 手当月額

1級障がい 50,550円
2級障がい 33,670円

なお、対象児童が児童福祉施設等に入所している場合には支給されません。

問い合わせ

福祉対策課 障がい福祉班

☎0978-72-5164

国見総合支所 地域市民健康課

☎0978-82-1112

武蔵総合支所 地域市民健康課

☎0978-68-1112

安岐総合支所 地域市民健康課

☎0978-67-1114

11月は児童虐待防止推進月間です

「守るのは 気づいたあなたの その勇気」

（※平成23年度「児童虐待防止推進月間」標語）

児童虐待に関する相談件数は依然として増加しており、大切な子どもの生命が奪われる悲しい事件も後を絶ちません。

児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題であり、国民全体で理解を深めていくことが不可欠です。

期間中、児童虐待防止のための広報・啓発活動が全国的に行われます。地域の方々のちょっとした「目くばり」「気くばり」で子どもを虐待から救えます。気になることがありましたら、迷わずにご連絡ください。

国東市の平成22年度の児童虐待相談件数は21件でした。

相談内容	件数
身体的虐待（身体に外傷や暴行）	5件
性的虐待（わいせつな行為）	0件
心理的虐待（脅迫、無視など）	3件
ネグレクト（保護を著しく怠ること）	13件



問い合わせ

福祉対策課 家庭福祉班 ☎0978-72-5164